

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案 概要

一 豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称の変更

「豚コレラ」及び「アフリカ豚コレラ」の名称をそれぞれ「豚熱」及び「アフリカ豚熱」に変更すること。
(第2条第1項等関係)

二 アフリカ豚熱に係る予防的殺処分等

当分の間の措置として、次の1から4までの事項に関する規定を整備すること。

- 1 アフリカ豚熱について、家畜の予防的殺処分の対象とすること。
(制定附則第5条第1項関係)
- 2 1のアフリカ豚熱に係る家畜の予防的殺処分について、家畜がアフリカ豚熱の患畜等となったことが発見された場合だけでなく、家畜以外の動物がアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合においても措置を講ずることができるようにすること。(制定附則第5条第1項関係)
- 3 1のアフリカ豚熱に係る家畜の予防的殺処分について、家畜以外の動物がアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合における指定地域及び指定家畜の指定は、周辺における当該動物の生息状況、アフリカ豚熱の病原体の拡散状況、家畜の飼養衛生管理の状況等を考慮して必要最小限度の範囲に限って行うとともに、関係都道府県知事及び食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて行うこと。
(制定附則第5条第2項関係)
- 4 ① 家畜等の移動の制限、家畜の放牧等の制限、消毒、通行の制限等について、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を防止するため必要がある場合においても措置を講ずることができるようにすること。(制定附則第5条第3項及び第6条関係)
② 飼養衛生管理基準の遵守に係る勧告・命令について、アフリカ豚熱のまん延を防止するため必要がある場合においても行うことができるようにすること。
(制定附則第7条関係)

三 施行期日

この法律は、罰則に係る部分を除き、公布の日から施行すること。
(改正法附則第1条関係)